

3. 最低賃銀ヲ即時旧制度並利上ケル
志村ヨリ簡單ナル説明アリ
提案通り可決

4. 新規採用者ニ整理手当ヲヨコセ
大和田ヨリ

新規採用者ニ整理手当ヲ支給シタイノハ彼等ニ組合破
壊ノ陰謀カアルカラテアル故ニ新規採用者ニ対シテモ
当然整理手当支給方ヲ本部大會並ニ決メルコト
ト述ヘ原案通り可決

5. 更改給實施当時初任級者ニ対シ更改給ニ依ル並給ハ不
当テアル

藤由ヨリ本案ノ不当ナル点ヲ説明シ齋場一政 本部ニ
提出スルコトニ決定

6. ストライキ中ノ日給全額支給シロ

本ヨリ本案ノ全額支給方説明アリ
実行方法ハ支部ニ一任

7. 爭議ニヨル未解決問題即時解決
本ヨリ簡單ナル説明アリ

実行方法ハ支部役員一任トシテ可決
8. 副取ヲ一年一着支給シロ

岡谷ヨリ簡單ナル説明アリ
支部役員一任トシテ可決

9. 居残り防止ノ件
藤巻

我々ハ常ニ肉體労働ト同時ニ頭腦労働ヲシテ居ルニ
僅カナ賃銀ヲ居残りヲサセラル、事ハ絶対反対テアル
倉持

本問題ハ既ニ役員會テモ決定シテ居ル故一週ニ一回位
(18)